

1. 開会日時・場所

日時 令和5年10月25日(水) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	—
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

3番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

6番 信藤 延夫 15番 山口 龍子

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶

5. 審議事項

第71号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第72号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第73号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について  
第74号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第75号議案 非農地証明申請について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第10回総会は成立しております。なお、3番 久留本委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、6番 信藤委員、15番 山口委員を指名します。

議長 議事日程は、日程第1を第71号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとします。議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。これより議案審議に入ります。

議長 日程第1 第71号議案を上程します。農地法第3条の規定による許可申請について、第95件から第101件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1 ページをご覧ください。

第 71 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 95 件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町松江〇〇 地目:田 1,285 m<sup>2</sup>を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 96 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目:田 594 m<sup>2</sup>を、農業経営を承継するため譲り受けるものです。

第 97 件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町江木〇〇 地目:畑 139 m<sup>2</sup>を、農業経営を承継するため譲り受けるものです。

第 98 件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町泉〇〇 地目:田 324 m<sup>2</sup>を、遠方の親族から譲り受けて耕作管理するものです。

第 99 件は、〇〇から須波ハイツ 3 丁目の〇〇が、久井町泉〇〇 ほか 1 筆 地目:田 1 筆 畑 1 筆 合計 287 m<sup>2</sup>を、所有農地に隣接して耕作に便利のため譲り受けるものです。

第 100 件は、〇〇から久井町の〇〇・〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目:畑 358 m<sup>2</sup>を、居住地の近くで農業をしたいため譲り受けるものです。

第 101 件は、〇〇から東広島市の〇〇が、大和町大具〇〇 ほか 2 筆 地目:田 2 筆 畑 1 筆 合計 3,904 m<sup>2</sup>を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請、第 95 件から第 101 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 2 第 72 号議案を上程します。

農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 20 件から第 21 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3 ページをご覧ください。第 72 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 20 件は、株式会社〇〇が、大和町大草〇〇 地目:畑 321 m<sup>2</sup>について、ワインの醸造所及び熟成室とするために転用するもので、内容はワイン醸造所 1 棟及びワイン熟成室 1 棟です。

許可基準は、「農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ」の農畜産物処理加工施設の用に供する場合として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、ワインの醸造所及び熟成室を建築していることから、始末書を求め提出されています。

なお、農振区分については、前回第 9 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和 5 年 11 月中に除外見込みです。

第 21 件は、〇〇が、大和町和木〇〇の一部外 1 筆 地目:田 合計 89.80 m<sup>2</sup>について、墓地に転用するもので、内容は墓石 26 基、法名碑 1 基です。

許可基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第 4 条第 6 項第 2 号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地区分は、第2種農地です。  
農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。  
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第4条の規定による許可申請、第20件から第21件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決された議案のうち、第1種農地である第20件については、農地法第4条第5項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第3 第73号議案を上程します。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第8件から第9件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。第73号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

説明に入ります前に、議案に訂正がございますので報告いたします。第8件の一番右の欄「申請理由及び参考事項・延期後の工事予定」において、「地番〇〇」と記載しております箇所は、正しくは「地番〇〇」ですので、議案の訂正をお願いいたします。

それでは第73号議案の説明をいたします。

第8件は、本郷町南方〇〇 ほか1筆、地目:田、合計1,514㎡について、当初、株式会社〇〇が、太陽光発電施設の建設のため令和5年8月25日付けで農地法第5条許可を受け所有権移転しましたが、許可後、現地での詳細調査及び最終設計を行ったところ、当初計画どおりに太陽光発電設備を設置すると、地番〇〇の申請地でフェンスから設備までの距離が近接し、第三者がフェンス越しに設備へ接触可能であることが判明したことから、地番〇〇への設備設置は困難と判断したため、設備の配置と棟数を変更し、地番〇〇については、太陽光発電パネルを配置せずメンテナンススペースとするものです。

第9件は、本郷町南方〇〇ほか2筆、地目:田、合計1,892㎡について、当初、〇〇合同会社が、太陽光発電施設の建設のため令和5年8月25日付けで農地法第5条許可を受け所有権移転しましたが、許可後、現地での最終調査を行ったところ、当初計画どおりに太陽光発電設備を設置すると、地番〇〇の申請地でフェンスから設備までの距離が近接し、第三者がフェンス越しに設備へ接触可能であることが判明したことから、地番〇〇への設備設置は困難と判断したため、設備の配置及び太陽光パネル数を変更するとともに、メンテナンス等の必要から、資材置場を設置するものです。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第8件から第9件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第4 第74号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第145件から第158件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。第74号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

なお、各件の農地区分と許可基準については最後にまとめてお示しいたします。

第145件は、〇〇から、株式会社〇〇が、長谷1丁目〇〇外1筆 地目:田 合計2,289㎡について、賃借権の設定により、資材置場に転用するもので、内容は、客土250㎡、碎石210㎡、砂15㎡、バックホウ2台です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、資材置場として利用していることから、始末書を求め提出されています。

第146件は、〇〇から、〇〇が、八幡町美生〇〇外1筆 地目:畑 合計533㎡について、使用貸借権の設定により、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場12区画です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、駐車場として利用していることから、始末書を求め提出されています。

第147件から第149件は、譲受人が〇〇合同会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第147件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末光〇〇ほか3筆 地目:田 合計1,073㎡に、太陽光パネル172枚、3棟を設置するものです。

第148件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末光〇〇ほか1筆 地目:田 合計1,120㎡に、太陽光パネル160枚、9棟を設置するものです。

第149件は、譲渡人 〇〇、沼田東町末光〇〇ほか3筆 地目:田 合計967㎡に、太陽光パネル136枚、4棟を設置するものです。

発電量はすべて49.5kW規模です。

第150件は、〇〇から、〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 14㎡について、所有権の移転を受け、浄化槽に転用するものです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、浄化槽を設置していることから、始末書を求め提出されています。

第151件は、〇〇から、株式会社〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 1,522㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、3棟、発電量49.5kW規模です。

第152件は、〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 1,780㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、3棟、発電量49.5kW規模です。

第153件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇ほか1筆 地目:田 合計1,759㎡について、所有権の移転を受け、工事車両置場に転用するもので、内容は10tダンプ4台、4tダンプ2台、2tダンプ2台です。

第154件は、〇〇から、〇〇が、本郷町船木〇〇 地目:畑 266㎡について、使用貸借権の設定により、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第155件は、〇〇から、有限会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:田 502㎡について、所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するもので、内容は、碎石72㎡、材木40㎡、駐

車場 2 区画です。

第 156 件は、〇〇から、〇〇が、久井町下津〇〇 地目:田 1,737 m<sup>2</sup>について、使用貸借権の設定により、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル 264 枚、5 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 157 件は、〇〇から、有限会社〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目:田 714 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、空調ダクト 210 m<sup>3</sup>、パレット 30 m<sup>3</sup>です。

当該案件は、農地の一部を、転用の許可を得ることなく、資材置場として利用していることから、始末書を求め提出されています。

第 158 件は、〇〇から、〇〇・〇〇が、久井町羽倉〇〇ほか 1 筆 地目:畑 合計 136 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、併用地の宅地 205.37 m<sup>2</sup>とともに、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第 145 件及び第 157 件が第 1 種農地で、その他はすべて第 2 種農地です。

許可基準についてですが、第 145 件は、第 1 種農地の不許可の例外規定:農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第 157 件は、第 1 種農地の不許可の例外規定:農地法施行令第 35 条第 5 号「既存施設の拡張」に該当します。

その他の案件の許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「農地法第 5 条第 2 項第 2 号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第 9 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和 5 年 11 月中に除外見込みです。農地法第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

19 番

第 147 件、148 件、149 件ですけれども、10 月 20 日に 24 番推進委員と現地調査をした時には、もう資材が一部搬入されていました。その後家に帰った後、うちの畑からちょうど現地が見えるものですから、見たら、工事をしよったんです、車が 2 台来て。そこですぐ注意をして、帰ってもらったんですけれども、専門の業者が事前着工するのは悪質です、この会社は太陽光発電設備の設置を沢山やっているんですから。

私はこの第 74 号議案、第 147 件、148 件、149 件について、1 ヶ月審議を保留にしたいと思うんですけれども、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

議 長

事務局何かありますか。

事務局

事務局としても、資材が先に置かれている、工事を先に行っているというのは全く把握しておりません。もちろん工事の業者からも何も連絡がなく進められておりますので、そういったことを現地で確認して注意をしていただいたことを、ありがたいと思っております。

許可のあり方につきましては、委員会の採決に従って事務を進めて参ります。

議 長

今の案件ですが、19 番委員からこの案件については無断施工という形で提案がありました。皆さん、1 ヶ月審議を保留し、きちっと処置ができれば許可をするというような意見でいかがでしょうか。

・・・「賛成」の声あり・・・

議 長

異論はありませんか。

どっちにしてもこういう形が多々出てくるんじゃないかと思うので、そういう時には、やはり無断でしてるわけですから、私ら農業委員がきちんと駄目なものは駄目というふうに言った方が良く私は思うので、19 番委員の言われるとおり、今回は審議保留という形で、次回へ

延ばすという形にいたします。

議長 では、第5条の第147件、148件、149件について、審議保留ということについて、賛成の方は挙手願います。

議長 全員賛成であります。  
ではこの3件については、今回は承認をしないということで決定をいたしました。  
他に補足意見等ありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請、第145件から第158件のうち、147件から149件を除く本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決された議案のうち、第1種農地である第145件及び第157件については、農地法第5条第3項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第5 第75号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第37件から第39件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。第75号議案 非農地証明申請について説明します。  
第37件は、〇〇から、沼田東町七宝〇〇 地目:畑 439㎡について、昭和42年に住宅を建築して以降宅地として利用しており、現況地目:宅地として申請されています。  
第38件は、亡〇〇相続財産管理人の〇〇から、高坂町許山〇〇 ほか3筆 地目:田1筆 畑3筆 合計1,113㎡について、平成15年頃から耕作放棄し、現況地目:山林として申請されています。  
第39件は、〇〇から、久井町泉〇〇 地目:田 274㎡について、平成5年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。  
申請地はいずれも第2種農地で、第37件は「人為的な潰廃であるが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。  
第38件、39件は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。  
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
非農地証明申請、第 37 件から第 39 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 3 件  
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 2 件  
○農地転用(農業用施設)届出受理 1 件  
○農地法第 3 条に係る賃貸借契約の合意解約(18 条 6 項)の通知 1 件  
○取下願 1 件  
  
2 その他  
○今後の日程  
令和 5 年第 11 回定例総会 11 月 24 日(金) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 50 分

令和 5 年 10 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上